

東日本大震災に伴う被災代替車両の軽自動車税の非課税措置について

東日本大震災により滅失、損壊した普通自動車・軽自動車等の代わりに次のいずれかの条件に該当する軽自動車等を取得した場合、軽自動車税が非課税となります。

【対象となる車両】

- ① 被災した3輪以上の普通自動車・軽自動車の代替として取得した3輪以上の軽自動車
- ② 被災した2輪車の代替として取得した2輪車
- ③ 被災した小型特殊自動車の代替として取得した小型特殊自動車

※原則として2輪と4輪の変更や、自家用と営業用の変更は対象となりません。

※代替自動車の所有者（使用者）が変更された場合、新たな所有者（使用者）に対して非課税は継続されません。

※被災自動車が、後日、中古新規登録されたり、車検が更新された場合などには、代替自動車に対する非課税措置が取り消され、改めて課税される場合があります。

【非課税となる年度】

取得日	非課税となる年度
平成23年3月11～平成25年3月31日	平成23年度～平成25年度
平成25年4月1日～平成26年3月31日	平成25年度，平成26年度
平成26年4月1日～平成27年3月31日	平成26年度，平成27年度
平成27年4月1日～平成28年3月31日	平成27年度，平成28年度
平成28年4月1日～平成29年3月31日	平成28年度，平成29年度
平成29年4月1日～平成30年3月31日	平成29年度，平成30年度
平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年度，平成31年度
平成31年4月1日～令和2年3月31日	平成31年度，令和2年度
令和2年4月1日～令和3年3月31日	令和2年度，令和3年度

※法定納期限から5年を経過した場合は、納めた税金の還付を受けることはできません。

【必要書類】

○軽自動車（三輪以上）を取得した方

- ① 軽自動車税非課税申請書
- ② 自動車取得税非課税に関する決定通知書（県税事務所発行）
または被災自動車であることの記載のある検査記録事項等証明書（軽自動車検査協会発行）
または被災自動車であることの記載のある登録事項等証明書（運輸支局発行）
- ③ （代理申請する場合）委任状

○二輪自動車等（小型二輪，軽二輪，原付），小型特殊自動車を取得した方

- ① 軽自動車税非課税申請書
- ② 滅失又は損壊した二輪自動車等，小型特殊自動車が東日本大震災により廃車されたことを示す証明書等（※種別によって必要書類が異なりますので，詳しくは市民税課までお問合せください。）
- ③ （代理申請する場合）委任状